

## 日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和4年4月13日（水）15：00～15：35

場 所：日本薬剤師会第2会議室

出 席 者：山本会長、安部副会長、磯部専務理事

### 提出資料：

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（オンライン服薬指導）  
（令和4年4月1日付 日薬業発第6号）
- ・調剤された薬剤の薬局からの配送等について  
（令和4年4月1日付 日薬業発第7号）

### 1-1. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

磯部専務理事より掲題の件について、説明があった。主な内容は以下の通り。

今般、厚生労働省より、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令が本年4月1日より施行されるとともに、その取扱い並びに留意事項等が示されたことを報告する。

具体的には、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）（以下、「0410対応」という）等を踏まえ、見直しが行われた。

- ・実施の都度、薬剤師の判断・責任により、初回からオンライン服薬指導の実施が可能。  
オンライン服薬指導の実施に際し、患者の服薬状況は、例えば、①患者が保有するお薬手帳に基づく情報、②患者の同意の下で、当該患者が利用した他の薬局から情報提供を受けて得られる情報、③処方箋を発行した医師の診療情報（患者から聴取した情報も含む）、④患者から聴取した併用薬、副作用歴その他参考となる情報等より把握する。
- ・処方箋について、従前はオンライン診療又は訪問診療を行った際に交付された処方箋がオンライン服薬指導の対象とされていたが、今後は診療の形態に関わらず全ての処方箋が対象。
- ・薬剤について、従前はこれまでに処方されていた薬剤又はこれに準じる薬剤の場合がオンライン服薬指導の対象とされていたが、今後は原則として全ての薬剤がオンライン服薬指導の対象（なお、初診の場合には処方しないこととされている薬剤（麻薬や向精神薬等）がある）。
- ・「服薬指導計画」の策定に代えて、必要事項を示した上で行うこと。
- ・オンライン服薬指導は、患者の意向の範囲内で、かかりつけ薬剤師・薬局により行われることが望ましいこと。

オンライン服薬指導の実施にあたっては、患者の安全の確保等の観点から、適切な体制整備等を行った上で、患者の個別の状況に応じて薬剤師が薬学的知見に基づき適切に判断頂く旨を会員に周知するように、都道府県薬剤師会会長あてに通知を発出した。

また、0410対応に関するQ&Aで示されているとおり、0410対応は本改正以降も当面運用が継続されている。

## 1-2. 調剤された薬剤の薬局からの配送等について

磯部専務理事より掲題の件について、説明があった。主な内容は以下の通り。

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課及び同監視指導・麻薬対策課より、宅配ロッカーを使用する場合も含めて、薬局からの配送等に係る基本的な考え方を整理したとして、本会宛に連絡を受けたことを報告する。

都道府県薬剤師会には、事務連絡の内容についてご了知いただき、配送を行う場合には適切な対応がなされるように、会員への周知を要請した。

記者からの質問は以下の通り。

記者：オンライン服薬指導の法律施行規則の一部改正について、日薬の見解を伺いたい。

安部副会長：適切に活用できれば、今まで以上に多職種との連携がとりやすくなり、フォローアップの質も上がると考える。

記者：オンライン服薬指導の活用は、日薬では「補完的なもの」として認識されていると解釈してよいか。

磯部専務理事：薬剤師が患者に対して、対面的なフォローアップを中心的に行う中で、あくまでも補完的な位置づけであると認識をしている。

記者：初回からオンライン服薬指導が可能になったことについて、日薬の見解を伺いたい。

安部副会長：初回からの実施は、現状において実績がない。しかし、今後、実績が増えれば補完に限らない位置付けで活用される可能性はあると思う。

記者：リフィル処方箋は患者より FAX で送付すれば、それを原本として扱うことが可能であるか伺いたい。

磯部専務理事：リフィル処方箋は、調剤後、患者に処方箋を返還するので、2回目、3回目は患者から薬局に FAX をしなければいけない。従って、FAX で送られた場合のリフィル処方箋は、原本扱いすることができない。通常 of FAX 処方箋と同じ扱いとなる。

記者：日薬は、オンライン服薬指導が適切でない事例についての情報収集はしているのか。

磯部専務理事：令和2年頃に、厚生労働科学特別研究班（研究代表者：帝京平成大学 教授 亀井美和子氏、日薬常務理事）により、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱い（いわゆる「0410 対応」）に係る検証調査」が実施されている。調査は、あくまで新型コロナウイルス感染症対応をふまえた調査であったため、調査結果では、音声による服薬指導の事例が多かったように思う。映像を伴うオンライン服薬指導の検討は、今後の課題ではないかと考える。

記者：オンライン服薬指導が適切であるかの判断基準として、日薬で考え方や資料等を示す予定があれば伺いたい。

磯部専務理事：オンライン服薬指導を適切に行うために、e-ラーニングのコンテンツを作成している。実際に研修資材を準備し、公開も行った。この資料を用いて研修等を実施してもらいたい。

記者：調剤された薬剤の薬局からの配送等について（令和4年4月1日付 日薬業発第7号）では、薬局の従事者以外の者が、コンビニエンスストア等の宅配ロッカーに配送する際の留意点が示されているが、「薬局の従事者以外」とは具体的にどの職種を指すのか伺いたい。

磯部専務理事：配達業者等を想定したものと理解している。

**記者：**厚生労働省で3月31日に行われた、第3回薬局薬剤師の業務及び薬局機能に関するワーキンググループで、橋場常務理事は処方箋の40枚規制について、「質を担保するための規制としての現行規定は妥当」と話されていたが、この結論に至るまでの日薬会内の議論について詳細を伺いたい。

**安部副会長：**40枚規制については、薬局が医療提供施設として調剤業務の質の担保や、在宅薬剤管理へのより積極的な取り組み等も求められていることを考慮して、現行規定を見直す必要性はない等、議論を行った。

**記者：**オンライン服薬指導について、初回から服薬指導が適切に行われているか等、今後、調査を行う予定があれば伺いたい。

**磯部専務理事：**今後、厚生労働省と議論を行い、実施を検討したい。

次回の定例記者会見は、令和4年4月28日（木）、15：00～16：00

以上